

科目等履修生教育実習履修要件

教育実習は受入れ校に多大の負担をかけるため、本学においては、教育実習に関する科目（「教育実習事前・事後指導」「中学校教育実習」「高等学校教育実習」）の履修要件を次のとおり定めています。

1. 教員志望の意思が明確であること。
2. 「教育実習」及び「教職実践演習」以外の免許状取得に必要な単位をすべて修得していること。
原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「その他の科目」について、教育実習及び教職実践演習以外の履修すべき単位を修得していることを必要とします。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「その他の科目」において、それぞれ1科目の未修得に限り、実習を許容するものとします。ただし、「第二言語習得理論」「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」「英語科教育法Ⅲ」の未修得は認められません。
なおこの場合、「人権教育」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」あるいは「教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれかの科目に区分します。

3. 基礎的技能の確保について

教育実習履修の前年度末までに、実習生としての基礎的な英語運用能力の証明として、以下のスコアを保持している証明書を提出すること。さらに、「教職課程履修カルテ」を作成し、指定された講義で提出すること。

ア 英語の中1種免許状を取得する場合

「英検準1級以上」あるいは「TOEIC LRまたはTOEIC IP 550点以上」あるいは「TOEIC SW TESTのSとWの平均が110点以上で、かつSのスコアが90点以上、かつWのスコアが100点以上」を保持している証明書を提出すること。

イ 英語の高1種免許状のみを取得する場合

「英検準1級以上」あるいは「TOEIC LRまたはTOEIC IP 600点以上」あるいは「TOEIC SW TESTのSとWの平均が125点以上で、かつSのスコアが110点以上、かつWのスコアが120点以上」を保持している証明書を提出すること。